

# フロン類ポンベの 取扱い等に関するご注意

検査期限が切れたポンベを使用することは破損等の危険があり、そのまま使い続けることは「高圧ガス保安法」で禁止されています。

検査期限が迫ったポンベは、期限前に必ず再検査を行ってください。

- ※ ポンベ検査機関については購入された販売店やポンベメーカーにお問い合わせいただくか、自再協HP (<http://www.jarp.org/>) をご参照ください。
- ※ 回収済みのフロン類がポンベに残っている場合は、満タンになっていない状態であっても指定引取場所に引き渡していただき、ポンベが戻ってきたら再検査を行ってください。

〔検査期限〕

容器の種類	容量・耐圧等	製造日からの経過年数	
		20年未満	20年以上
溶接容器※ <sup>1</sup>	耐圧試験圧力 3.0MPa 以下、かつ、容量 25L 以下	6年	2年
	上記以外	5年	
継目なし容器※ <sup>2</sup>	すべて	5年	



例：下図溶接ポンベの場合、再検査期限は 2004 年 5 月 (=1998 年 6 月の 6 年後) になります。



## その他のご注意

保管中・運搬中の漏れを防ぐため、右図の作業も再度ご確認ください。



**フロン類回収業者の登録更新が 2007 年 4 月から始まりました。更新手続きもお忘れなく!**